

ごみ減量について

23区から発生するごみの総量は、平成元年度の490万トンピークにその後減少を続け、平成28年度は275万トンとなり、ピーク時の56%程度まで減少しました。しかし、近年のごみの減少傾向は鈍化してきており、平成29年度については、ごみ総量が277万トンと増加に転じています。

一方、多くの清掃工場が平成初頭より整備され、今後順次耐用年数を迎えることから、大幅なごみ減量が進まなければ、安定的な全量焼却体制を確保するための施設整備規模の見直しが避けられません。また、ごみ減量はごみ処理経費の削減や最終処分場の延命化にも寄与するものです。

23区の清掃事業は、ごみの収集・運搬を各区が、ごみの中間処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して行われています。このことから、ごみの減量・リサイクル（3R）の推進等は各区の事業ですが、より実効性のあるごみ減量の施策を展開していくためには、23区が結束し、国の計画などを踏まえ、東京都及び清掃一組と連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

1 国の動向

国は、廃棄物・リサイクル対策を総合的且つ計画的に推進するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、処理の優先順位を法制化するとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担の明確化や、循環型社会形成推進基本計画の策定など、循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みを整備しました。

第四次となる循環型社会形成推進計画（平成30年6月）では、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環のための素材別の取組みとして、以下に示す取組みを掲げています。

[プラスチック]

- ・「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進

[金属]

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を生かし、小型家電の回収・再資源化を促進

[バイオマス]

- ・食品ロス削減の国民運動
- ・食品廃棄物等の不適正処理対策と食品リサイクルの取組

[土石・建設材料]

建築物の強靱化、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制

[その他の製品等]

- ・必要に応じ、太陽光発電設備の義務的リサイクル制度の活用を検討
- ・おむつリサイクルの促進

第四次循環型社会形成推進基本計画 抜粋

国はこれらを実現するために、地方公共団体に期待される役割として、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集の徹底、食品ロス削減のための地域全体での取組みの推進などを求めています。

また、適正処理のさらなる推進と環境再生のために、廃棄物の分別収集の徹底や一般廃棄物処理の有料化などによる廃棄物の減量化を求めています。

2 都の動向

東京都は、平成 27 年 3 月に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を策定し、東京都が目指す姿として、2020 年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」を掲げています。具体的な取組みとして、区市町村と都が共同で検討する「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」を設置し、事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくり、食品ロス対策、レジ袋対策等について検討を進めるとしています。

また、廃棄物処理法に基づく計画である「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を平成 28 年 3 月に策定し、2030 年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、「世界一の環境都市・東京」の実現のために、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すとしています。計画では以下に示すように、計画目標のひとつとして資源ロスの削減を掲げ、それを実現するための主要な施策として、食品ロスの削減、使い捨て型ライフスタイルの見直し、紙資源のロスの削減などを実施していくとしています。

[計画目標 1 資源ロスの削減]

食品ロスをはじめとする資源の削減推進

[主要な施策 1 資源ロスの削減]

- ・ 食品ロスの削減
- ・ 使い捨て型ライフスタイルの見直し
- ・ 建築物の長寿命化
- ・ 紙資源のロスの削減
- ・ 家庭ごみの有料化

東京都資源循環・廃棄物処理計画 抜粋

3 23区のごみ減量

(1) 各区における主なごみ減量施策の取組状況

各区では、それぞれの区の状況に応じて様々なごみ減量施策に取り組んでいます。各区における主なごみ減量施策の取組状況は表-1に示すとおりです。

表-1 各区におけるごみ減量施策の主な取組状況

	3R								その他	
	リデュース		リユース	リサイクル					事業用延床 1,000㎡以上 事業用延床 3,000㎡以上	
	生食品の発生抑制など	水切りによる減量	堆肥化	プラスチック容器包装の分別製	資源の拠点回収 集団回収の促進	紙類の分別による資源化	不燃ごみの資源回収	粗大ごみの資源回収		
千代田	○		○	※ 確 認 中	○	○			○	
中央	○		○		○	○			○	
港	○	○	○		○	○	○	○	○	
新宿	○				○	○	○	○	○	
文京	○		○		○	○		○	○	
台東	○		○		○	○	○	○	○	
墨田	○	○	○		○	○	○		○	
江東	○		○		○	○	○	○	○	
品川	○				○	○		○	○	
目黒	○	○			○	○	○	○		○
大田	○	○			○	○	○	○		○
世田谷	○	○			○	○	○	○	○	
渋谷	○				○	○	○	○		○
中野	○	○	○		○	○	○	○		○
杉並	○	○	○		○	○	○	○	○	
豊島	○		○		○	○	○	○	○	
北	○		○		○	○	○	○	○	
荒川	○	○	○		○	○	○	○	○	
板橋	○	○	○		○	○	○	○	○	
練馬	○		○		○	○		○	○	
足立	○		○		○	○	○	○	○	
葛飾	○	○	○		○	○	○	○		○
江戸川	○	○			○	○	○	○	○	
合 計	23	11	16		23	23	18	20	18	5

※ 分別品目、収集形態について再度確認中

(資料)「循環型社会形成推進地域計画に関する調査」(平成30年2月)及び「一般廃棄物処理基本計画に関するアンケート」(平成30年5月)の回答より作成。

(2) 23区における資源回収の状況

23区における資源回収量の状況は図-1に示すとおりです。

行政回収による回収量は微増傾向を示しているものの、集団回収による回収量は微減傾向となっており、資源回収の総量は53～55万トンで推移しています。

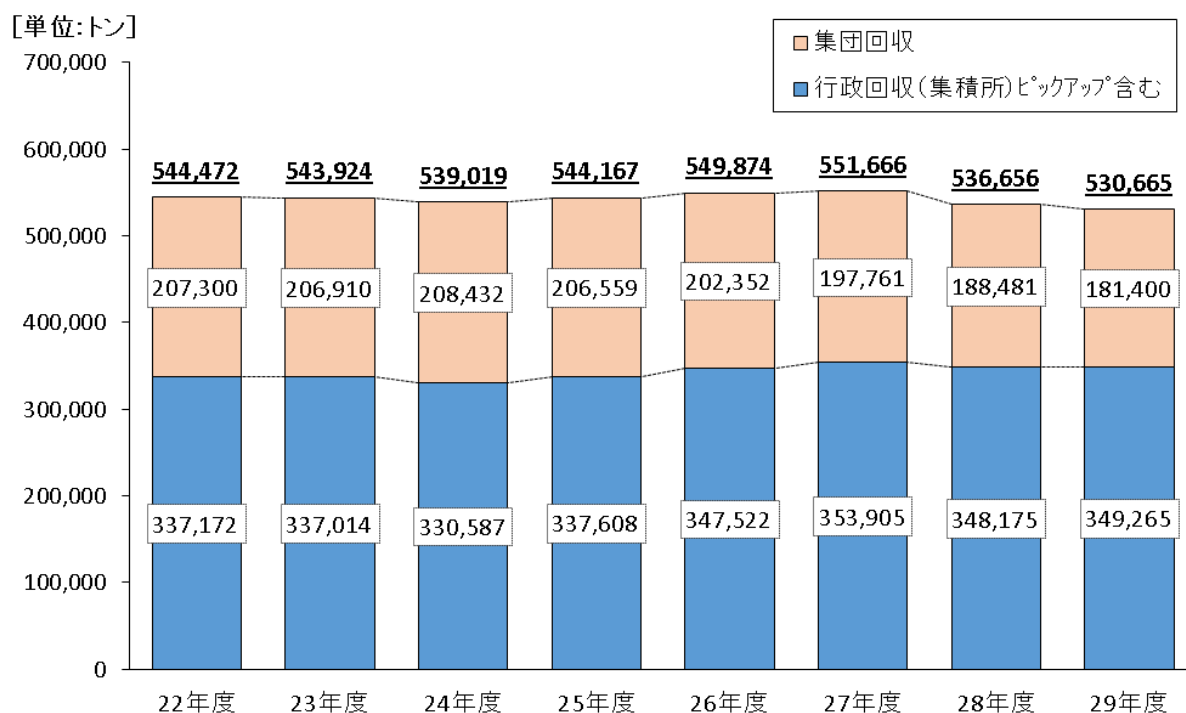


図-1 23区における資源回収量の推移

また、品目別に見た資源回収量は図-2に示すとおりです。清掃工場の焼却処理量に影響を及ぼす紙類とプラスチック類の合計は、資源回収量全体の7割以上を占めています。

特に紙類については、資源回収量全体の6割以上を占めていますが、近年の回収量は減少傾向を示しています。

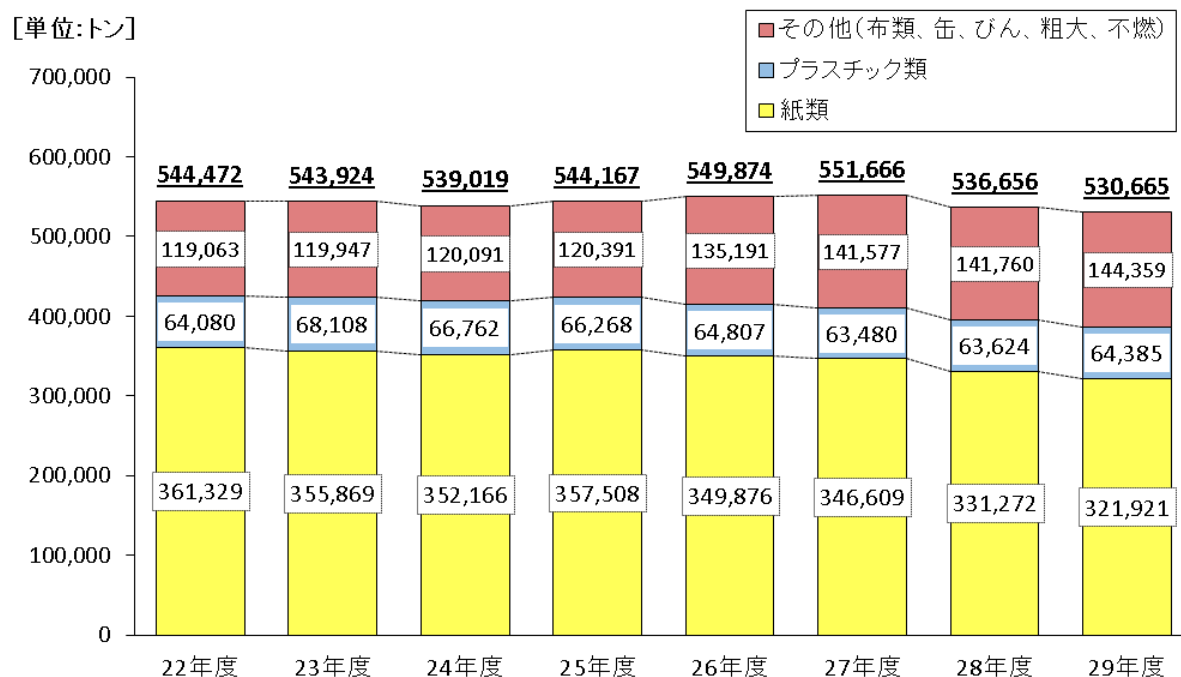


図-2 資源回収量の品目別内訳の推移

4 ごみの内訳から見たごみ減量の可能性

平成 29 年度の清掃工場に搬入されたごみの内訳は図-3 に示すとおりです。紙類、生ごみ等及びプラスチック類で、清掃工場に搬入されたごみ全体の 8 割以上を占めており、ごみ減量においては、これらのごみをどの様に削減していくかが鍵となります。

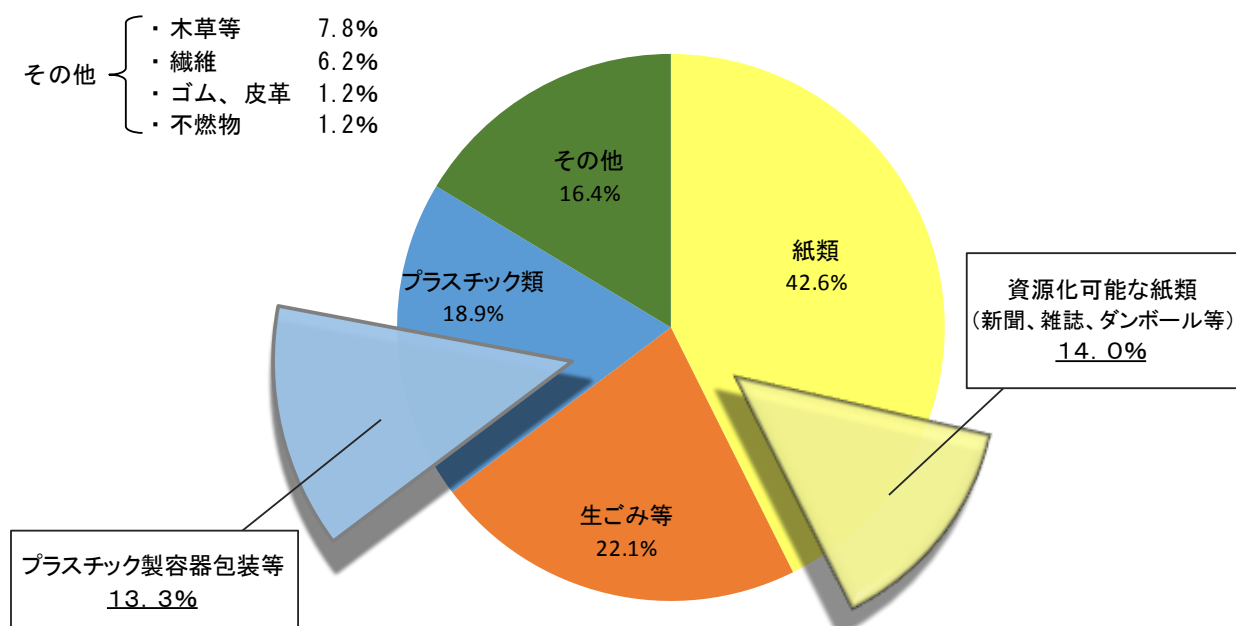


図-3 平成 29 年度清掃工場 ごみの中身（全工場の平均値）

紙類には、新聞紙、雑誌及びダンボール等の資源化可能なものが 14.0%含まれています。また、プラスチック類には、容器包装に該当すると思われるプラスチック容器等が 13.3%含まれています。これらのごみが全て資源回収、リサイクルされた場合は、図-4 に示すとおり約 74 万トンの削減が見込まれます。国等が提唱している食品ロスについても併せて取り組むことで、更なるごみ減量が期待できます。

今後は、ごみ減量へのインセンティブが働くような制度構築を目指し、23区、東京都及び清掃一組が連携しながら、より実効性のあるごみ減量施策を検討していく必要があります。

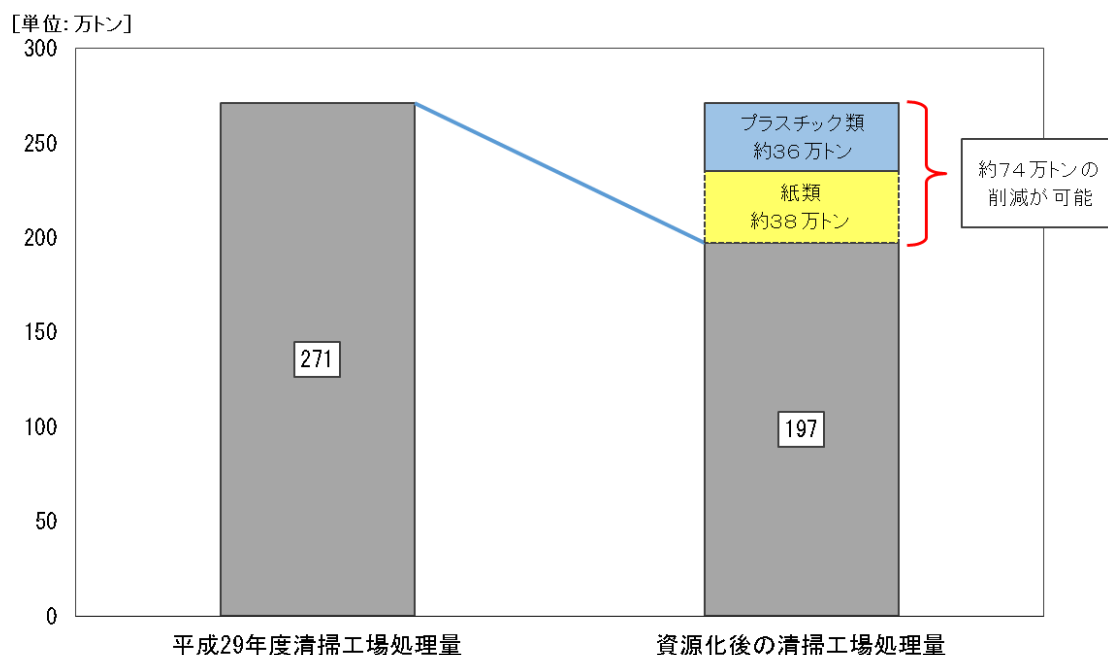


図-4 焼却処理量の削減量の試算